

神奈川県漁業調整委員会指示第 2 号

神奈川県地先海面において、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 41 条第 1 項第 5 号に規定する竿釣り及び手釣りにより水産動植物を採捕する場合について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 7 年 3 月 11 日（公報登載予定日）

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

- 1 遊漁者が船舶によりまき餌を使用して竿釣り又は手釣りを行う場合のまき餌籠の大きさ及び数の制限

(1) まき餌籠の大きさ

外径（放出するまき餌量調整などのため取り付けられた突起した部分を除く。） 5. 5 センチメートル以下、長さ（まき餌を収納する部分に限る。）

16 センチメートル以下のいずれの条件も満たすもの

(2) まき餌籠の数

1 仕掛けにつき 1 個

- 2 指示の有効期間

令和 7 年 4 月 22 日から令和 10 年 4 月 21 日まで